

## 令和3年度

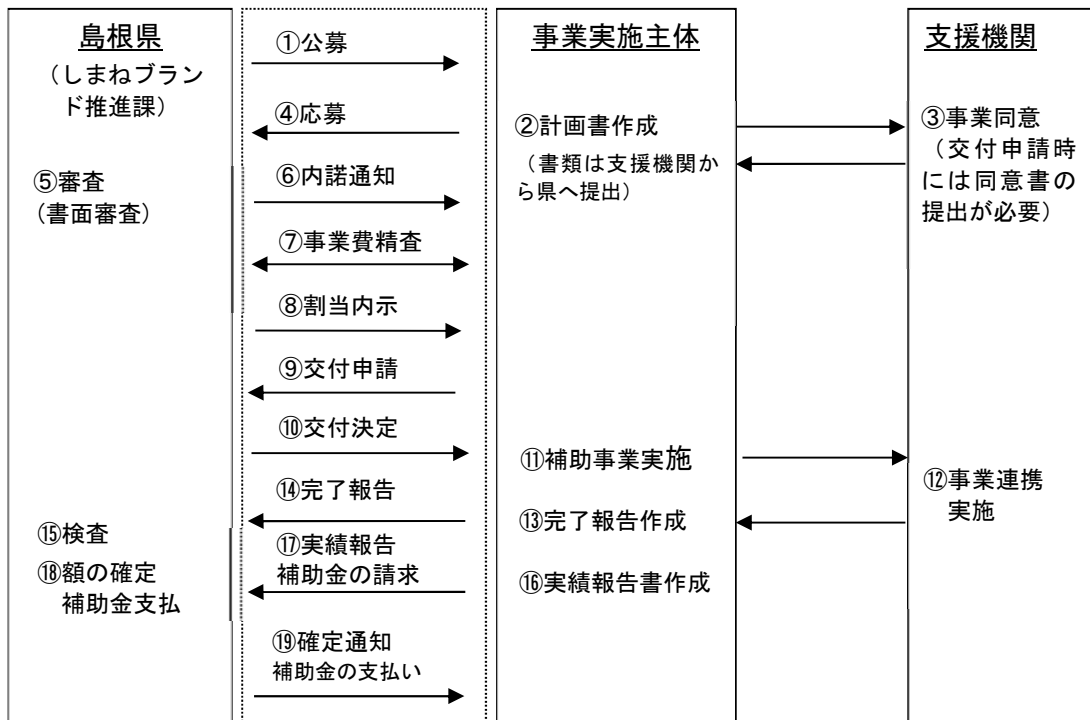
### 「強くしなやかな食品産業づくり事業（地域中核企業づくり事業）」

#### 経営課題解決支援 公募要領

##### 1. 事業の内容

「強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱」による。

##### 2. 事業のスキーム



##### 3. 応募方法等

###### ① 提出様式

事業採択申請書（別記様式1）及び（様式第1号①）を島根県が定める期日までに提出すること。

書類は全て正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

###### ② 提出部数

正本1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

### ③ 提出方法

書類の提出は、以下の3通りに限る。ファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

#### (1) 電子メール

- ・ 3. ①の提出様式を Word、Excel 又は PDF ファイルでメールに添付の上、送信すること。
- ・ メールの件名は「経営課題解決支援（機関名）書類（様式○）提出」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下④(2)「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

#### (2) 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない

#### (3) 直接持参

- ・ 来庁日を予め本県担当と調整のうえ持参すること。
- ・ 原則、本県担当との手交とする。

### ④ 提出先

#### (1) 電子メール

tenjikail@pref.shimane.lg.jp

#### (2) 郵送先及び本件担当

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県庁商工労働部しまねブランド推進課

地域中核企業づくり事業担当（宛）

TEL: 0852-22-5272

### ⑤ 提出締切

令和3年5月17日（月）

- ・ 電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・ 郵送等の場合、当日17時必着

## 4. 選定方法等

### ① 選定方法

審査委員会において書類選考を実施する。

### ② 審査基準

別途定める審査基準による。

### ③ 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

## 5. スケジュール（予定）

① 公募開始：令和3年4月16日（金）

② 公募締切：令和3年5月17日（月）

③ 書面審査：令和3年6月下旬予定

※審査までに審査員の意見・質問事項や申請者からの回答を取りまとめたうえで、申請者への事前ヒアリングを実施します。ヒアリングは計画の現地確認も兼ね事業実施場所にて行います。

④ 交付決定：令和3年7月上旬予定

## 6. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

① 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。

② 補助金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておいてください）。

原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

③ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に補助事業成果の状況を報告するとともに、補助事業に係る調査に協力をしなければなりません。（別途、県から照会を行います。）

④ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

## 7. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

## 8. その他

この要領に定める事項のほか、事業公募に係る疑義が生じた場合は、島根県との協議のうえ決定するものとする。

# 地域中核企業づくり事業審査基準

## 1 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、事業の予算の範囲内で、各評価項目の得点合計及び審査委員の付した意見等を総合的に勘案して採択案件を決定する。

## 2 審査方法

経営計画書等に基づき、島根県に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に事業実施計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

## 3 評価方法

評価は以下の各項目について、次の評価基準により審査委員がそれぞれ決定した得点の合計を平均したものを当該提案者の得点とし、申請者の地域や事業規模等のバランスを考慮して行う。

〔評価基準〕

### ① 計画の実現性・有効性等

- (1) 事業を通して育成したい資質・能力の明確な目標があり、それに対応した経営計画となっているか。
- (2) 一年間で、一定の成果を出すことが見込まれる計画となっているか。
- (3) 具体的な評価・検証方法により、本事業の効果の測定が行われる計画となっているか。
- (4) 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた内容になっているか。また、妥当な経費が計上されているか。

### ② 実施体制・取組の形態等

- (1) 本事業終了後も、自立的かつ発展的な取組実施が可能となる体制が整えられているか。
- (2) 企業全体で課題解決策を実施する取組となっているか。
- (3) 雇用の増減、付加価値額、地域経済への効果とのつながりがわかるように工夫がなされているか。
- (4) 企業や地域の特色・課題等を踏まえた取組になっているか。
- (5) 域内の企業に事例を共有するなど普及する仕組みが構築されているか。
- (6) 従業員等に対し、課題解決策に対する理解促進を図るための工夫がなされているか。